

財 関 第 1 3 7 号
令和 3 年 2 月 26 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 田 島 淳 志

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和 3 年 2 月 26 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 税関様式関係通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

税関様式 C 第3240号の次に C 第3240-1号として別紙 2 を加える。